丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和5年9月25日(月)

午後3時30分~午後4時00分

場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委員德永秀文委員松岡 舟委員福田康知委員井下由美教育長末澤康彦

説明のため出席した者

教育部長 窪 田 徹 也

総務課長 吉野隆志

総務課副課長 土 井 節 子

市民生活部長田中壽紀

生涯学習課長 谷本智子

生涯学習課副課長 後藤幸功

書記総務課庶務担当長冨士川美由紀

3 傍 聴 なし

4 議 題

報告第21号 専決処分の報告について(退職者)

報告第22号 飯山総合学習センター指定管理者の募集について

報告第23号 丸亀市生涯学習センターの閉館について

議案第27号 丸亀市就学奨励費支給要綱の一部改正について

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名 する。松岡 舟委員、徳永 秀文委員。

7 議事の大要

午後3時30分 開会

報告第21号 専決処分の報告について(退職者)

[総務課長]

専決処分の報告につきましては、文化財保存活用課及び幼保運営課の職員から、令和 5 年 8 月 31 日付けで退職したい旨の提出があったため、教育長の専決処分により免職を行ったので、 丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号の規定に基づき教育委員会に報告するもの である。退職者は報 21-2 のとおり。

〔委員〕

保育所については、9月から新しい人は来られたのか。

[教育部長]

退職に伴う代替については、今は把握していない。

〔教育長〕

4月1日からの状況についてはどうか。その時点ですでに代替職員がいた可能性があるので。

[教育部長]

長期に渡った休職になっていたので、今年度に限らず昨年度から代替が入っていた可能性が高い。

〔教育長〕

つまり、体制は整えられていたということか。

[教育部長]

そうである。

報告第22号 飯山総合学習センター指定管理者の募集について

[生涯学習課長]

飯山総合学習センター指定管理者の募集につきましては、令和6年3月31日で指定管理期間が終了することから、引き続き令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理といたしたく、指定管理者を公募する予定であるため、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第3条第1号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。

指定管理者の募集については、報 22-2 のとおりである。実施方針は別添資料のとおりである。 実施方針については、前回の平成 30 年と比較して大きく変わったところはない。

今回変わったところは資料 3 ページ目の「6. 指定管理料」についてである。考え方は従来と同じであり、指定管理料の上限額は現在公表中の募集要項で示している。その額は 5 年間で 1 億 2850 万円としており、年間 2500 万円を上限としている。前回、平成 30 年では、1 億 600 万円だったので、5 年間の総額 2250 万円増額で、今回上限額を提示している。電気代の値上げ、人件費の上昇、最近の物価上昇、施設修繕費の追加計上を加味して増額した額を上限として設定している。

特になし

報告第23号 丸亀市生涯学習センターの閉館について

[生涯学習課長]

丸亀市生涯学習センターの閉館につきましては、令和7年3月31日で閉館し、令和7年度に おいて解体工事に入ることから、そのスケジュール等を丸亀市教育長に対する事務委任等規則 第3条第1号の規定に基づき教育委員会に報告するものである。

今後のスケジュールは報23-2のとおり。

生涯学習センターを閉館した後、令和7年度に解体工事に入り、令和8年度に駐車場整備を行い、令和8年10月頃に駐車場の利用開始を行う。新市民会館が令和8年3月から開館する予定なので、令和7年度の約1年間、代替施設を考えている。その用途としては、生涯学習クラブの活動場所などであり、現在は土居保育所を仮の場所として考えている。

生涯学習センター閉館後の懸案・検討事項として、2点ある。1点目は生涯学習クラブの活動場所の確保である。こちらは現在、生涯学習センターを使っているクラブが67団体あり、それらのクラブにコミュニティセンターを使うことを勧めていることと代替施設を使うことを検討してもらっている段階である。2点目は市民学級など、市及び指定管理者が実施している生涯

学習事業の確保である。内容が今の時代に相応しいかどうかも含め、社会教育委員の会にも諮った上で、事業内容を検討していきたいと考えている。

〔委員〕

生涯学習センターの天体ドームはどうなるのか。

[生涯学習課長]

歴史的に価値のある天体望遠鏡と伺っている。そのまま解体するのではなく、市の他の部署で使うところがないか検討した上で、例えば、東かがわ市の天体博物館等、博物館に移設するということも検討していきたい。

〔委員〕

今も同好会的にやられている人がいるということで、丸亀市内のどこかで活用ができたらよいのではないかと思うが、そういう声は上がってきていないか。

[生涯学習課長]

大変古くて大きく、また場所が必要であることもあり、特に欲しいという希望は今のところ 聞いていない。

「教育長〕

現在の67クラブの替わりの活動場所としては、ひとつはコミュニティセンター、もうひとつは土居保育所ということで、それは受け入れとしては、十分可能か。また、説明はもう既に行っているのか。最終的にはそれがどの辺りで決定されるのか。

[生涯学習課長]

受け入れが十分可能かということについては、コミュニティセンター内でも別の生涯学習クラブの活動をしていたり、コミュニティの行事等に使っているので、生涯学習センターから移りたいという希望はあっても市北部のコミュニティセンターは満杯で受け入れられない状態であるという返事をもらっている。

総会で、今年の5月頃に各クラブへ説明して、それ以降ヒアリングも重ねたので、その間、各クラブの方は活動場所を探して、色々なところに当たっている状況である。その後の状況はまだ聞いていないが、既に行先をどうしようかという話も出ているし、土居保育所に移るかどうかの確たる返事はもらっていない状況なので、今から再度確認していきたいと思っている。

〔教育長〕

協力や支援はするが、各クラブが主体となって活動場所を確保していくということか。

[生涯学習課長]

今まではそういう状況で探してもらったが、これからはより詳細に詰めていく必要もあろうかと思うので、希望を聞きながら、市も可能な範囲で間に入って、もう少し積極的に関わりながら活動場所を探していきたいと思っている。

〔教育長〕

新市民会館になると 67 クラブそのものが移行するわけではなくて、新たにそこで活動するクラブが決まるということか。

[生涯学習課長]

コミュニティに移ったところはそのままコミュニティに行くと思う。現在、生涯学習センターでは、部屋の使用料は減免で、冷暖房料のみ負担してもらっている。しかし、新市民会館では、基本的に条例で定められた額を他の方と同じだけ負担していただく予定にしている。また、現在は年間まとめて予約することができるが、新市民会館では、そういった予約の仕方ができなくなる。それらがクラブにとってネックに感じていて、そのまま新市民会館に移るかどうかということも確認は取れていない状況である。令和6年度中は生涯学習センターで活動されると思うが、それ以降については、場所を探しながら考えているところだと思う。

〔教育長〕

活動される市民の方ができるかぎり、生涯学習の主旨に則った活動ができるように支援をお願いしたい。

議案第27号 丸亀市就学奨励費支給要綱の一部改正について

[総務課長]

丸亀市就学奨励費支給要綱の一部改正につきましては、道路交通法改正により自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、実費支給としている通学用ヘルメット購入費用を国の規定に準じた定額支給に変更するほか、申請者の負担軽減と事務の効率化を図るため申請様式を変更するなど、所要の改正を行うものである。

改正内容は議 27-1 から議 27-4 のとおり。

第9条と別表の改正については、費目名と支給金額を変更することによる改正である。現在、 就学奨励費の支給費目に通学用へルメット購入費があり、各中学校で指定されたヘルメットを 購入する就学奨励費受給者に実費を支給している。しかし、道路交通法の改正により自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことにより、来年度から中学校で指定のヘルメットを斡旋せず、安全認証マークがついている自転車用ヘルメットならどのようなヘルメットでも構わないというように運用を変えることとなったため、実費を支給することが不可能となる。そこで、現在は1年生が対象外となっている通学用品費に関して、中学1年生にも支給し、支給金額は、通学用品費と同額とするということで改正を行う。現在の通学用品費は、国の補助基準額と同額の2270円である。ヘルメットによっては、一部補助になる場合もあるが、2270円以内で購入できるものもあるということで調査をしており、今回の改正に至った。

2点目は、様式の改正に伴う条文の改正になる。改正後の様式は議 27-4 のとおり。

改正前の様式は、第1号が通常の受給申請書、第2号が入学前の受給申請書となっており、 入学前支給を希望する新1年生の保護者等には、前年度の1月に第2号様式で入学前支給の申請をしてもらい、新入学児童生徒学用品費を入学前の3月に支給するが、その方についても改めて4月に第1号様式で、再度申請書を提出してもらっていた。学校も保護者も二度手間になること、また、先進他市でも入学前支給の申請を行った世帯は4月に改めて申請書を提出しない運用をしているところもあることから、丸亀市でも同様に改正するものである。

また、従来の様式では、学校長の意見と学校長の押印を求めていたが、学校長の押印については、申請者を一覧にまとめた内申書にも押印があることから、申請書に個別の押印は不要ではないかということで廃止した。学校長の意見欄については、児童扶養手当の受給等、学校長の意見に左右されずに受給の決定がなされるものばかりであるため、意見は不要ではないかということで廃止した。その他、様式第1号と第2号を一緒にして整理したものが今回の改正後の様式になり、それにあわせて条文の第4条から第6条を改正した。

第9条及び別表の改正については、令和6年4月1日から施行し、その他については、この 議決を経た後、告示を行い施行する。

[教育長]

議27-2で、中学1年生通学用品費という費目に変わったということだが、これとは別に費目の中に入学準備金(新入学児童生徒学用品費)があるのか。それもあり、中学1年生には通学用品費が加わったから、現実的には通学用ヘルメット購入費ということになるのか。

もう1点、以前は自転車通学の生徒のみが対象だったが、今回は通学用品費という項目なので自転車通学の生徒だけではなく徒歩等にも対象が広がるという解釈でよろしいか。

[総務課長]

1点目については、新入学児童生徒学用品費とは別で、中学1年生に通学用品費が自転車通学以外の生徒にも支給される。議27-2では割愛しているが、現在、通学用品費という費目があ

り、中学 2~3 年生、小学 2~6 年生を対象に自転車通学者以外にも支給されるものである。中学 1 年生についても同様になる。市内の中学校区については、西中学校だけが自転車通学できない範囲を定めているが、将来的には、自転車置き場を設定して他の中学校と同じように全員が自転車通学できるようにしていきたいと考えている。

「教育長〕

西中学校は、自転車置き場のスペースが確保できない状況なので、自転車通学できる距離を 定めているが、そういう場合においても関係なく対象の生徒には支給するということでよろし いか。

[総務課長]

そうである。

〔教育長〕

申請書で、学校長の意見押印を省略するということについては、大きな意味から学校現場の 働き方改革にも繋がると思うので非常にありがたい改正である。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

[総務課副課長]

今回の承認の期間は、令和5年8月10日から9月14日までで、後援申請が20件あり、芸術、 文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることか ら承認済みである。このうち、新規の申請は1件。

①05089「第11回マエカブ演劇フェスティバル2023」は、かがわ文化芸術祭2023参加公演・行事で、株式劇団マエカブが琴平バス株式会社と共催し、高松市の玉藻公園内披雲閣において9月16日・17日に開催された。100名の出演者が20分程度の様々な作品を100回以上上演し、観客は披雲閣内を回遊しながら、選択して演劇を体験できるもので、料金は表に記載のとおりである。

特になし

9 閉会

午後4時00分